



第3章

防衛力を支える人的基盤と女性隊員の活躍など

第1節 防衛力を支える人的基盤

防衛省・自衛隊が、その防衛力を最大限に機能させるためには、それを支える人的基盤をより充

実・強化することが必要不可欠である。

1 募集・採用

1 募集

防衛省・自衛隊が各種任務を適切に遂行するためには、質の高い人材を確保することが必要不可欠である。防衛省・自衛隊に対する国民の期待が高まる一方で、社会の少子化・高学歴化の進展のほか、近年の好調な景気・雇用状況などにより、自衛官の募集環境は、厳しい状況にある。このような状況において、防衛省・自衛隊は、募集対象者などに対して、自衛隊の任務や役割、職務の内容、勤務条件を丁寧に説明し、確固とした入隊意

思を持つ優秀な人材を募る必要がある。

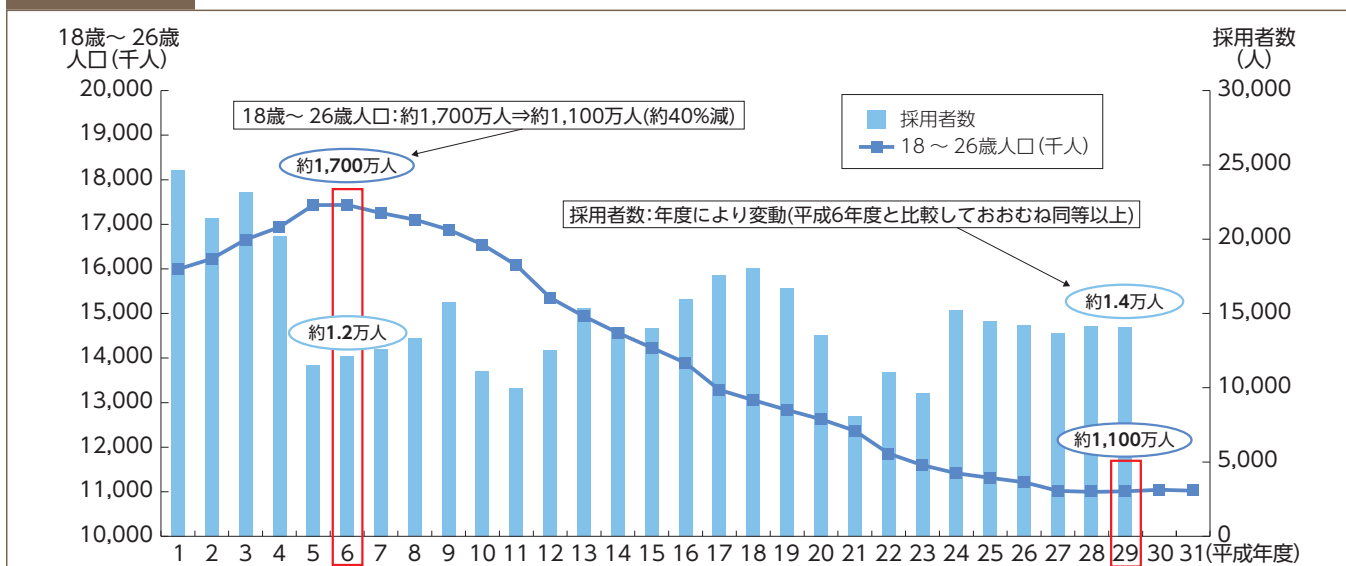
【参照】 図表Ⅲ-3-1-1 (募集対象人口の推移)

このため、防衛省・自衛隊では、学校説明会などに加え、全国50か所に自衛隊地方協力本部を置き、学校関係者の理解と募集相談員などの協力を得ながら、志願者個々のニーズに対応できるようにしている。また、地方公共団体は、募集期間などの告示や広報宣伝など、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行っており、防衛省はその経費を地方公共団体に配分している。

第3章

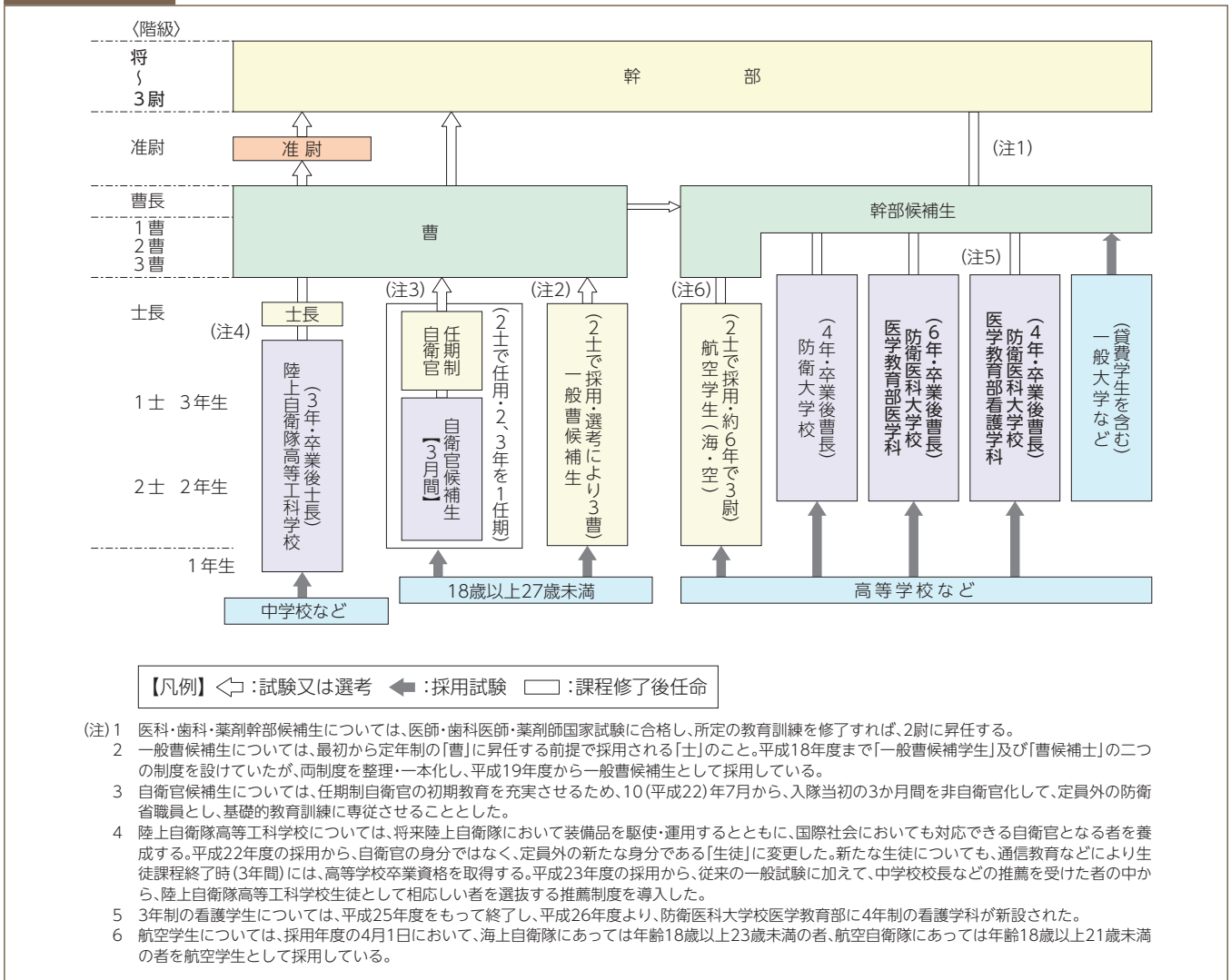
防衛力を支える人的基盤と女性隊員の活躍など

図表Ⅲ-3-1-1 募集対象人口の推移



資料出典:平成26年度以前(平成17年度及び平成22年度を除く。)は、総務省統計局「我が国の推計人口(大正9年～平成12年)」及び「人口推計年報」による。
平成17年度及び平成22年度は総務省統計局「国勢調査報告」による人口を基に国立社会保障・人口問題研究所が、年齢「不詳人口」を按分補正した人口である。
平成27年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月の中位推計値)による。

図表Ⅲ-3-1-2 自衛官の任用制度の概要



2 採用

(1) 自衛官

自衛官は、個人の自由意志に基づく志願制度のもと、様々な区分に応じて採用される。

Q参照 図表Ⅲ-3-1-2 (自衛官の任用制度の概要)

自衛官は、その職務の特殊性から、自衛隊の精強性を保つため、「若年定年制」や「任期制」など、一般の公務員とは異なる人事管理¹を行っている。

採用後は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育訓練を受けた後、希望や適性などに応じて職種が決定され、全国の部隊などで勤務する。

Q参照 資料59 (自衛官の定員及び現員)
 資料60 (自衛官などの応募及び採用状況 (平成29年度))

図表Ⅲ-3-1-3 (自衛官の階級と定年年齢)



防衛大学校卒業式 (18(平成30)年3月) 【内閣広報室提供】

(2) 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要数を早急に満たさなければならない。この所要数を迅速かつ計画的に確保するため、わ

¹ 国家公務員法第2条に定められた特別職の国家公務員として位置づけ

図表Ⅲ-3-1-3 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	53歳
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	-
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	

(注) 1 統幕長、陸幕長、海幕長又は空幕長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年は、年齢62歳
 2 医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳

が国では予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3つの制度²を設けている。

【参考】 図表Ⅲ-3-1-4 (予備自衛官などの制度の概要)

予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として任務につく。即応予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務につく。また、予備自衛官補は、自衛官未経験者などから採用され、教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。

災害招集命令など³を受けた予備自衛官及び即応予備自衛官が自衛官として勤務するのは、招集命令書の交付から5日後(予備自衛官の防衛招集

VOICE 予備自衛官などを支える企業(予備自衛官等協力事業所) COLUMN

奈良交通株式会社 代表取締役会長 谷口 宗男
 (即応予備自衛官雇用協力企業会 会長)

当社は、1943年(昭和18年)戦時統合での設立以来、奈良県を中心としたバス事業を主軸に、飲食や不動産などの関連事業とともに「安全・安心の奈良交通」を標榜し、多角的な事業を展開してまいりました。

このような中、早くから退職自衛官の雇用にも積極的に取り組み、これまでに100名を超える方々を採用し、現在では、即応予備自衛官2名、予備自衛官9名が在籍しています。

特に、自衛隊出身の皆さんは、責任感、熱血心、強い精神力をもって入社され、真面目で規律正しい面も兼ね備えている方が多く、他の社員の模範となって職場活性化の一翼を担っていただいております。

加えて、自衛官は国際平和活動や災害時の対処などの社会貢献にも大きな役割を果たされ、多くの退職自衛官を雇用することは、企業価値の向上にも寄与しているものと実感しています。

今回、「予備自衛官等協力事業所」として防衛大臣認定をいただきましたことは、誠に名誉なことであり、当社はこれまで以上に退職自衛官の雇用を積極的に推進し、今後も自衛隊と地域社会の架け橋となって、事業活動を通じて社会の発展に貢献してまいりたいと考えております。



大臣認定協力事業所表示証の交付を受ける筆者(左)



2 諸外国においても、予備役制度を設けている。
 3 予備自衛官に対する防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令並びに即応予備自衛官に対する防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令をいい、予備自衛官及び即応予備自衛官に対する訓練招集命令を含まない。

図表Ⅲ-3-1-4 予備自衛官などの制度の概要

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	● 防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	● 防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸自の部隊で勤務	● 教育訓練修了後、陸自又は海自の予備自衛官として任用
採用対象	● 元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	● 元自衛官、元予備自衛官(自衛官出身)	(一般・技能共通) ● 自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	● 士：18歳以上37歳未満 ● 幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	● 士：18歳以上32歳未満 ● 幹・准・曹：定年年齢から3年を減じた年齢未満	● 一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	● 志願に基づき選考により採用 ● 教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	● 志願に基づき選考により採用	● 一般：志願に基づき試験により採用 ● 技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	● 元自衛官：退職時指定階級が原則 ● 元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時指定階級が原則 ● 予備自衛官補 ・一般：2士 ・技能：技能に応じ指定	● 元自衛官：退職時階級が原則 ● 元予備自衛官：退職時指定階級が原則	● 階級は指定しない
任用期間	● 3年/1任期	● 3年/1任期	● 一般：3年以内 ● 技能：2年以内
(教育)訓練	● 自衛隊法では20日/年以内。ただし、5日/年(基準)で運用	● 30日/年	● 一般：50日/3年以内(自衛官候補生課程に相当) ● 技能：10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	● 勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	● 勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	● 指定階級がないことから昇進はない
処遇など	● 訓練招集手当：8,100円/日 ● 予備自衛官手当：4,000円/月	● 訓練招集手当：10,400～14,200円/日 ● 即応予備自衛官手当：16,000円/月 ● 勤続報奨金：120,000円/1任期 ● 雇用企業給付金：42,500円/月	● 教育訓練招集手当：7,900円/日 ● 防衛招集等応招義務を課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
応招義務など	● 防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	● 防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	● 教育訓練招集

は10日後)以降とされていたが、平成28年(2016年)熊本地震における即応予備自衛官の招集実績⁴を踏まえ、自衛隊の任務遂行の円滑化を図るため、予備自衛官などに異議がないときは、その日数を短縮することができるよう、同年8月に自衛隊法施行令の一部を改正した。

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などについているため、定期的な訓練などには仕事のスケジュールを調整するなどして参加する必要がある。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。

このため、防衛省は、年間30日の訓練が求められる即応予備自衛官が、安心して訓練などに参加できるよう必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。また、雇用する予備自衛官などが訓練などに参加しやすい環境作りに努めている事業所に表示証を交付している⁵。さらに、予備自衛官などの雇用主から、訓練招集の予定期間や実運用のために予備自衛官などが招集さ



平成30年7月豪雨において招集に応じ、任務に従事する即応予備自衛官

れ自衛官となる予定期間などの情報を求められた場合に、防衛省・自衛隊から当該情報を提供する枠組みを整備するとともに、予備自衛官又は即応予備自衛官が、①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣などにおいて招集に応じた場合や、②招集中の公務上の負傷などにより本業を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を雇用主に支給する制度を新設するなど、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力を得るための施策を実施している。

4 平成28年(2016年)熊本地震に際しては、史上2度目となる即応予備自衛官の招集を行い、162名の即応予備自衛官が生活支援活動などに従事した。その際、招集命令書を交付された即応予備自衛官のうち、出頭すべき日より前に部隊に到着した者が相当数に上った。

5 予備自衛官等協力事業所表示制度は平成27(2015)年度に導入し、同年度は地方協力本部長による認定を実施し、表示証を交付した。平成28(2016)年度は、防衛大臣による認定を実施した。認定された事業所は、防衛省及び地方協力本部のホームページでも紹介している。

また、割愛⁶により民間部門に再就職する航空機操縦士を予備自衛官として任用するなど、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めている。

(3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万1,000人の事務官、技官、教官などが隊員⁷として勤務している。防衛省では、主に、人事院が行う国家公務員採用総合職試験及び国家公務員採用一般職試験、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行っている。採用後は、共通の研修を受けたうえで、様々な分野で業務を行っている。

事務官は、本省及び防衛装備庁の内部部局など

での防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・評価、全国各地の部隊や地方防衛局などでの行政事務に従事している。

技官は、本省内部部局、防衛装備庁、全国各地の部隊や地方防衛局などで、各種の防衛施設（司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など）の建設工事、様々な装備品の研究開発・効率的な調達・維持・整備、隊員のメンタルヘルスケアなどに従事している。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員に対する質の高い教育を行っている。

Q 参照 資料61（防衛省の職員等の内訳）

2 ■ 日々の教育訓練

1 自衛官の教育

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、各自衛隊の教育部隊や学校などで、階級や職務に応じて段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

教育には、特殊な技能を持つ教官の確保、装備品や教育施設の整備など、非常に大きな人的・時間的・経済的努力が必要である。また、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得することが困難な場合などには、海外を含む部外教育機関、国内企業、研究所などに教育を委託している。

2 自衛隊の訓練

(1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務に必要な技量の向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な能力の練成を目的とした部隊の訓練とに大別される。隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間での連携などの大規模な総合訓練も行っている。

また、わが国の防衛のための訓練に加え、国際平和協力活動や大規模災害への対応など、近年の自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも



基本的な訓練に臨む陸・海・空自の新入隊員

⁶ 自衛隊操縦士の割愛は、最前線で活躍する若手の操縦士が民間航空会社などへ無秩序に流出することを防止するとともに、一定年齢以上の操縦士を民間航空会社などで活用する制度であり、わが国の航空業界などの発展という観点からも意義がある。

⁷ 防衛省の職員のうち、特別職の国家公務員を「自衛隊員」といい、自衛隊員には、自衛官のほか、事務官、技官、教官などが含まれる。

努めている。さらに、統合運用及び各種事態への対応の強化を図るため、統合訓練や各自衛隊による二国間、多国間の共同訓練の拡大も図っている⁸。

Q参照 資料62 (主要演習実績 (平成29年度))

(2) 訓練環境

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境で行うよう努めているが、制約も多い。このため、防衛大綱などで示された北海道の訓練環境の一層の活用を含め、限られた国内演習場などを最大限に活用している。また、国内では得られない訓練環境を確保できる米国やその周辺海空域で共同訓練などを行い、実戦的な訓練を行うよう努めている。

Q参照 資料63 (各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績 (平成29年度))



「平成30年第1空挺団降下はじめ」で空挺隊員を激励する小野寺防衛大臣
(18 (平成30) 年1月)

3 事故防止への取組など

国民の生命や財産に被害を与え、また、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。このため、防衛省・

自衛隊は、日頃の訓練にあたって安全確保に最大限留意するなど、平素から安全管理に一丸となって取り組んでいる。

こうした中、17 (平成29) 年8月には海自護衛艦「せとぎり」搭載ヘリコプターSH-60Jが訓練飛行中、青森県竜飛崎西方海上に墜落し、隊員3名が殉職した。さらに、同年10月には空自浜松基地 (静岡県) 所属のヘリコプターUH-60Jが訓練飛行中、静岡県浜松市南方の太平洋上に墜落し、隊員4名が殉職した。

18 (平成30) 年2月には、陸自目達原駐屯地 (佐賀県) 所属のヘリコプターAH-64Dが、佐賀県神埼市の民家に墜落し、住民の方1名が負傷され、建物3棟の火災及び墜落地点近隣の建物の損傷など、民間の方々にも多大な被害を生じさせたことに加え、隊員2名が殉職する事故が発生した。防衛省・自衛隊としては、被害に遭われた方々に対し、一日でも早く日常生活に戻っていただけるよう、事故後から、心のケア及び損害賠償について、誠心誠意対応しているところである。また、事故の原因については、陸自に設置されている航空事故調査委員会において、特別に民間の航空工学などの有識者も参加する形で調査が進められており、同年5月に中間報告⁹が公表された。

このような事故は、地元住民の方々への安全を脅かし、自衛隊の運用や訓練などに関して広く国民に不安を与えるものであり、また、隊員の生命に関わる事柄でもあり、極めて遺憾である。防衛省・自衛隊としては、これらの事故について徹底的な原因究明を行った上で、今一度、隊員一人一人が安全管理に係る認識を新たに、防衛省・自衛隊全体として再発防止に全力で取り組んでいくこととしている。

⁸ わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習、捕虜などの取扱いについて演練する統合国際人道業務訓練などがある。

⁹ AH-64D航空事故の調査状況について：<http://www.mod.go.jp/gsd/news/press/2018/pdf/20180528.pdf>

3 ■ 人的資源の効果的な活用に向けた施策など

1 人事制度改革及び隊員の処遇の充実に関する施策

自衛隊の人的構成は、これまで全体の定数が削減されてきた一方、装備品の高度化、任務の多様化・国際化などへの対応のため、より一層熟練した者、専門性を有する者が必要となっている。

このような状況を踏まえ、防衛大綱などでは、自衛隊の精強性を確保し、厳しい財政事情のもとで人材を有効に活用する観点から、人事制度改革に関する施策を行うこととしている。

また、自衛官は厳しい環境下での職務遂行となるため、隊員が誇りを持ち安心して職務に専念できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、福利厚生などの充実を図り、防衛功労章の拡充をはじめ、栄典・礼遇に関する施策を推進している。

2 家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流や隊員家族同士の交流などのほか、大規模災害など発生時の取組として、隊員家族の安否確認について協力を受けるなど、関係部外団体などと連携した家族支援態勢の整備についても推進している。また、海外に派遣される隊員に対しては、メールやテレビ電話など家族が直接連絡できる手段の確保や、家族からの慰問品の追送支援などを行っている。さらに、家族説明会を開催して様々な情

報を提供するとともに、留守家族専用の相談窓口（家族支援センター）や隊員家族向けホームページなどを設置して各種相談に応じる態勢をとっている。

3 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊の精強性を保つため、多くの自衛官は、50代半ば（若年定年制自衛官）又は20代（大半の任期制自衛官）で退職することから、その多くは、退職後の生活基盤の確保のために再就職が必要である。

再就職の支援は、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、自衛官の将来への不安の解消や優秀な人材確保のためにも極めて重要であることから、再就職に有効な職業訓練などの援護施策を行っている。また、再就職のための取組は、社会に退職自衛官が持つ様々な技能を還元し、人的インフラを強化する観点からも重要である。

防衛省は自ら職業紹介を行う権限を有していないため、一般財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得て、無料職業紹介事業を行っている。

退職自衛官は、職務遂行と教育訓練によって培われた、優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などのほか、職務や職業訓練などにより取得した各種の資格・免許も保有している。このため、地方公共団体の防災や危機管理の分野をはじめ、金融・保険・不動産業や建設業のほか、



アデン湾に派遣された隊員家族への家族説明会



慰問品を受け取る派遣海賊対処行動支援隊（陸自）要員

製造業、サービス業など幅広い分野で活躍している。防衛大綱を踏まえ、これまで地方公共団体の防災や危機管理の分野における退職自衛官のさらなる活用の推進のほか、関係省庁と連携して人材が不足している分野への退職自衛官の再就職の支援に取り組んできたところであり、引き続き、再就職環境の改善を図っていく。

Q 参照 資料64 (再就職援護のための主な施策)
資料65 (退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況)

また、自衛官が安心して職務に専念できる環境を確保するため、定年退職に伴う自衛官の再任用では、60歳前においては3年以内の任期(事務官などは1年以内)を可能としている。なお、中期防では、高度な知識・技能・経験を有する隊員について、精強性の向上に資すると認められる場合には、積極的に再任用を行うこととしている。

一方、自衛隊員の再就職については、従来の事前承認制に替わって、15(平成27)年10月から新たな再就職等規制が導入され、一般職の国家公

務員と同様に、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、3つの規制(①他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制、②在職中の利害関係企業等への求職の規制、③再就職者による依頼等(働きかけ)の規制)¹⁰が設けられた。これらの規制の遵守状況については、隊員としての前歴を有しない学識経験者から構成される監視機関(防衛人事審議会再就職等監視分科会、内閣府再就職等監視委員会)において監視するとともに、不正な行為には罰則を科すことで厳格に対応することとしている。併せて、内閣による再就職情報の届出・公表について制度化し、再就職情報の一元管理・情報公開を的確に実施するため、自衛隊員のうち管理職隊員(本省企画官相当職以上)であった者の再就職状況について毎年度内閣が公表することとしている。本制度が平成27(2015)年度に導入されたことを受け、17(平成29)年9月、平成28(2016)年度に提出された再就職情報の届出のうち管理職隊員であった者の届出を取りまとめ、計203件を公表した。

4 ■ 厳正な服務規律の保持のための取組など

1 厳正な服務規律の保持のための取組

近年、防衛省・自衛隊に対して国民から多くの期待が寄せられており、自衛隊がその実力を最大限に発揮して任務を遂行するためには、国民の支持と信頼を勝ち得ることが必要不可欠であり、そのためには常に規律正しい存在であることが何より求められている。

防衛省・自衛隊では、高い規律を保持した隊員を育成するため、従来から「防衛省薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理週間」、「防衛省職員セクシュアル・ハラスメント防止週間」、「防衛省職員パワー・ハラスメント防止週間」の期間を設けて、遵法意識の啓発に努めるとともに、服務指導の徹底などの諸施策を実施している。

しかしながら、隊員の懲戒処分者数は、依然と

して高い水準で推移しており、国民の支持と信頼を勝ち得るためにも規律違反の根絶に向けた対策を採ることが喫緊の課題となっている。こうした現状を踏まえ、防衛省においては、小野寺防衛大臣が17(平成29)年10月に懲戒処分の厳罰化や懲戒処分の業務処理の迅速化などを柱とする「規律違反の根絶に向けた防衛大臣指示」を発出するなど、規律違反の根絶に向けた対策を進めている。

これまでの間、防衛省・自衛隊においては、南スーダンPKOの日報問題¹¹やイラク日報問題¹²などに加え、国会議員に対する自衛官による不適切発言事案¹³が発生した。わが国を取り巻く安全保障環境が大変厳しい状況にある中、国の平和と安全を保つためには、国民の理解と信頼を受け、任務を全うし、国民からの強い期待に応える必要がある。防衛省・自衛隊としては、国民の信頼を

¹⁰ 自衛隊法第65条の2、第65条の3及び第65条の4に規定

¹¹ 特別防衛監察の結果や再発防止策については、Ⅲ部5章2節2項2参照

¹² 事案の概要や再発防止策については、Ⅲ部5章2節2項4参照

¹³ 本事案の最終報告は<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2018/05/08b.html>参照

回復すべく、再発防止に全力で取り組んでいく考えである。

2 自衛隊員の自殺防止への取組

自衛隊員の自殺者は平成17(2005)年度に101人と過去最多となり、その後増減しつつ、平成29(2017)年度は90人となっている。自衛隊員の自殺は、隊員本人や残された御家族にとって極めて不幸なことである。防衛省・自衛隊としても有為な隊員を失うことは極めて残念なことであり、自殺防止のため、①カウンセリング態勢の拡充(部内外カウンセラー、24時間電話相談窓口、駐屯地・基地などへの臨床心理士の配置など)、②指揮官や一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化、③メンタルヘルス強化期間の設定、異動など環境の変化を伴う部下隊員に対する心情把握の徹底、各種参考資料の配布

などの施策も継続して行っている。

3 殉職隊員への追悼など

1950(昭和25)年に警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は1,900人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、内閣総理大臣参加のもと行われる自衛隊殉職隊員追悼式など様々な形で追悼を行っている¹⁴。

¹⁴ 自衛隊殉職者慰霊碑は、1962(昭和37)年に市ヶ谷に建てられ、1998(平成10)年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、「メモリアルゾーン」として整理された。防衛省では毎年、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛大臣などの参列のもと、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘版が納められており、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地及び基地において、それぞれ追悼式などを行っている。